19　非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座廃止届出書を提出した者の氏名、非課税口座廃止届出書の提出を受けた旨、非課税口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十二項において「廃止届出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときに限り、当該非課税口座廃止届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税口座廃止通知書を交付しなければならない。

一　当該非課税口座廃止届出書の提出を一月一日から九月三十日までの間に受けた場合　当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき。

二　当該非課税口座廃止届出書の提出を十月一日から十二月三十一日までの間に受けた場合　当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなつていたとき。

20　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出して当該非課税口座に非課税管理勘定を設けようとする場合には、その者は、その設けようとする非課税管理勘定に係る年分の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止通知書を受理することができない。

21　第五項第一号又は前項の非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるこれらの書類を含む。以下この項及び次項において「廃止通知書」という。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、当該廃止通知書の提出を受けた旨、当該廃止通知書に記載された非課税管理勘定が廃止された年月日又は非課税口座が廃止された年月日（次項において「廃止年月日」と総称する。）その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「提出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止通知書につき帳簿を備え、当該廃止通知書を提出した者の各人別に、提出事項を記載し、又は記録しなければならない。

22　当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該廃止通知書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第十六項又は第十九項の規定による変更届出事項又は廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一　当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨その他財務省令で定める事項

二　当該提出者に係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合　当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定の設定ができない旨及びその理由その他財務省令で定める事項

23　金融商品取引業者等の営業所の長が、政令で定めるところにより第九項、第十三項、第十六項、第十九項又は第二十一項に規定する所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄税務署長に提供したものとみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第一項中「次条第一項」を「同条第一項」に、「国内において行う事業に係る資産として」を「恒久的施設において」に改め、「として政令で定めるもの」を削り、「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に改め、同条第二項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「第百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「その有する国内事業管理親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に改め、同条第三項中「国内事業管理株式」を「恒久的施設管理株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「第百六十五条第一項」に改め、同条第四項中「その有する国内事業管理親法人株式」を「恒久的施設管理親法人株式」に、「国内事業管理外国合併親法人株式」を「恒久的施設管理合併親法人株式」に、「国内事業管理外国分割承継親法人株式」を「恒久的施設管理分割承継親法人株式」に、「国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式」を「恒久的施設管理株式交換完全支配親法人株式」に、「当該非居住者の国内において行う事業に係る資産として」を「その交付の時に当該恒久的施設において」に、「国内事業管理親法人株式に」を「恒久的施設管理親法人株式に」に、「行為が行われた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつた」を「交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等との間で移転が行われた」に、「第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する」を「同号の規定を適用する」に改め、同条第七項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十四の三第三項中「同法第二条第十二号の六の四」を「同条第十二号の六の四」に、「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第五項中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十五第一項中「及び貸付信託の受益権」を「、貸付信託の受益権その他政令で定めるもの」に改める。

第三十九条第一項中「この項」の下に「、第六項及び第七項」を、「第七十条の五」の下に「若しくは第七十条の七の三」を、「ものを含む」の下に「。第六項において同じ」を加え、「（同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）」を削り、「申告書」の提出期限（第四項において「相続税申告書」という。）の提出期限」を「申告書。第四項において「相続